

18 福障送第 274 号
平成 30 年 5 月 14 日

江戸川区介護保障弁護士団 殿

江戸川区福祉部長
(公印省略)

江戸川区内の重度障害者の在宅介護給付に関する要望書に対する回答

平成 30 年 3 月 12 日付で提出された、「江戸川区内の重度障害者の在宅介護給付に関する要請書」について、以下のとおり回答します。

1 弁護士による権利擁護活動への妨害をやめること

介護給付費の支給申請につきましては、ご本人の状況等を勘案し、手続きが円滑に進むよう、ご本人から依頼を受けた方の代筆等による代理申請も受け付ける等、柔軟に対応しております。

自己情報開示請求につきましては、江戸川区個人情報保護条例、同規則の趣旨・内容等に基づき、個人情報保護の観点からご本人の意思確認を厳格に行う運用をしており、ご本人の来所による申請が困難である場合や代理人による申請の場合等について、委任状等の必要書類の確認のみならず、文書によりご本人の意思に基づくことを照会する手続を行っております。このような趣旨から、ご本人に自書が難しく、回答書や委任状の作成が困難である等の事情がある場合には、面会等によりご本人の意思を確認させていただいております。もっとも、これらの対応は、条例、規則の趣旨・内容等に則ったものであり、ご本人の権利行使や代理人の活動を妨害する意図はありません。今後ともご本人の障害の程度や状況等を踏まえ、適正に権利行使ができるよう柔軟な対応を行ってまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

2 支給決定基準による支給量上限（530 時間）を撤廃すること

厚生労働省が示す『介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）』では、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。」（第 2 支給決定事務 VII 支給決定及び地域相談支援給付決定 3 支給決定基準等の作成）としています。

当区においても公正な給付を行う観点から支給決定基準を設けておりますが、支給量の上限基準として取り扱っているものではなく、個別の事情を勘案し支給決定基準の支給量の範囲内では、必要な居宅介護サービスの支給量が確保されない等、特段の事情があると当区が判断する場合には、個別事情に応じて支給決定を行っております。

3 夜間介護に関する運用を改めること

「サービス内容判断基準表（居宅介護、移動支援、重度訪問介護）」は、当区が新任の相談支援専門員に対し研修等で配布しているものです。同資料の但し書きに、「あくまで例示であり、利用者の身体状況や生活実態等に即した支援において、判断しづらい場合はお問い合わせください」と明記されているように、あくまでも初任者向けに典型的な事例を掲げて判断基準のポイントを説明する参考資料であり、同資料に記載のないものを支給対象から除外する趣旨の基準ではなく、そのような運用も行っておりません。

夜間の見守り介護については、個別事情に応じて、その必要性を勘案して支給決定を行っています。

4 家族に介護を強要しないこと

『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』（以下、「法」という。）では、「市町村は、第20条第1項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定を行うものとする。」（第22条）としています。

当区では、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行規則』第12条に示されている事項を勘案し、支給の要否を決定しており、介護を行うご家族の個別の状況も勘案して支給決定を行っています。

5 介護保険給付や医療給付と障害福祉サービスの併給を認めること

法における自立支援給付と他法の給付関係を慎重に精査するとともに、その必要性を勘案して支給決定を行います。

6 生活保護他人介護加算を安易に打ち切らないこと

介護保険、介護扶助及び障害者施策による居宅介護の給付状況の確認とともに、訪問調査等により把握した被保護者の障害状態や生活状況も踏まえ、介護需要が満たされているか否かについて総合的に検討したうえで、他人介護料加算の支給の要否を決定しています。

7 介護給付の申請を妨害し、または萎縮させる言動をしないこと

介護給付の申請があった場合、法令に則り、所定の調査等の手続を行い、給付の可否を判断しております。もっとも、サービス等利用計画案は、障害福祉サービスを支給決定する際の勘案事項であることから、内容に不備や不明な点がある場合には、ご本人の意向や状況等を踏まえ、必要な支援内容を正確に確認するために再提出を求め

ることもあります。その場合にも、ご本人の意向に配慮し、必要な説明を行っております。

今後も、申請があった場合には、法令を順守することはもちろん、個々の状況を踏まえ、ご本人が必要なサービスを受けられるよう丁寧に対応してまいります。

8 問合せ先

江戸川区 福祉部障害者福祉課身体障害者相談係

担当 田中

〒132-8501 江戸川区中央一丁目1番1号

電話 03 (5662) 0052

F A X 03 (3656) 5874